

(事業者・支援者様向け)

守口市 視覚障がい者外出支援充実強化事業 開始のお知らせ

問い合わせ先 障がい福祉課



守口市は令和6年度から、視覚障がいのある高齢者の外出
機会の促進を図るため、タクシー利用券交付事業**(視覚障がい
者外出支援充実強化事業)**を新たに始めます。



Q 誰が対象になりますか？

65歳以上の身体障がい者手帳をお持ちの方で、視覚障がいの等級が1級又は2級（単独の等級）の方

Q いくらもらえますか？

500円券10枚綴の計5,000円  です。

Q どうすればもらえますか？

障がい福祉課に申請書を提出してください。
申請月の翌月末頃に、利用券を簡易書留でご郵送
します。

Q どこで使えますか？

大阪タクシー協会に加入しているタクシーの乗車
料金支払時に使用できます。
なお、加入している会社は同協会HP
(右2次元コード)で検索できます。



Q もらった利用券を失くしてしまいました。
再発行できますか？

再発行はできません。ご注意ください。